

地方財務 6月号掲載

私債権回収のあるべき姿

—熊本県と北海道赤平市、長崎県松浦市の取り組みから考える—

キャノングローバル戦略研究所
主任研究員 税理士 柏木恵

はじめに

本稿の目的は、自治体の私債権回収の実態を把握し、私債権回収の特徴と課題、あるべき姿を検討することである。

昨今の自治体では、国民健康保険料（税）の滞納額が地方税の滞納額を超えるところも出てきており、病院の治療費や中小企業への貸付金など、さまざまな自治体債権の未収が大きな問題となっている。

自治体には多くの債権がある。債権には、公債権（公法上の債権）と私債権（私法上の債権）があり、公債権には、強制徴収ができるものとできないものがある。国民健康保険料や介護保険料、保育所保育料は、地方税とならび強制徴収ができる公債権であり、生活保護費返還金や幼稚園保育料は、公債権でありながら強制徴収ができない。水道料金や高校奨学金のような貸付金は私債権であり、これらの滞納は、一般市民や民間企業と同様に、法廷での裁判により解決する。私債権回収の実態はあまり知られていないため、どのように手続きしたらよいかかわからない、ハードルが高いといった声をよく耳にする。

そこで、本稿では、熊本県、北海道赤平市、長崎県松浦市の取り組みを紹介した上で、私債権回収のあるべき姿を探る。

一 自治体債権の分類と回収プロセス

自治体債権は、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」に分類され、回収方法が異なる。

「公債権」とは、公法上の原因に基づいて発生する債権である。行政庁の処分により発生し、相手方の同意を要しない。一方の「私債権」は、私法上の原因に基づいて発生する債権で、当事者の合意により発生する。また、非強制徴収公債権は、公債権であっても、強制徴収できないため、回収のプロセスは私債権と同じになる（図1）。

私債権と非強制徴収公債権、強制徴収公債権の特徴は、以下のとおりである。

(1) 私債権

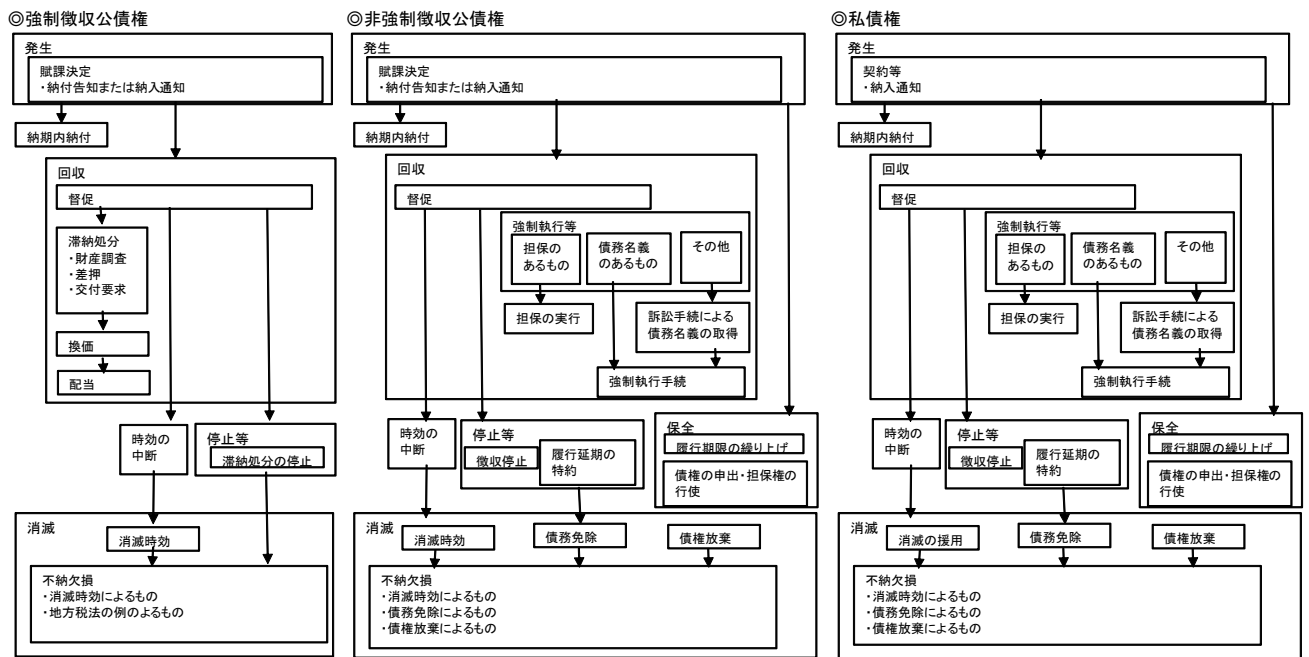
私債権は、私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権である。主に民法や商法、契約書等の内容（合意形成）に基づき請求する。民事訴訟法、民事執行法の適用を受けて、債権と債務の関係の確定（債務名義）することに始まり、

執行裁判所に申し立て、差押の執行を行う。滞納の発生から差押までが最短でも2~3か月かかる。

松浦市では、例えば、次のものを私債権として取り扱っている。

公営住宅家賃、契約違約金、貸付金、ごみ処理手数料（業者立替金）、土地建物売却代金、土地建物（普通財産）使用料、行政財産使用に伴う光熱水費、診療費、水道使用料、簡易水道料、給食費、奨学金など。

図1 自治体債権の回収プロセス



出所：東京市町村自治調査会（2010）、1頁

(2) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権は、公法上の原因（法令又は法令に基づく行政処分により発生）に基づいて発生するが、自力執行権の定めがないため、私債権と同様に民事訴訟法、民事執行法の適用を受けて、債務名義を確定することに始まり、執行裁判所に申し立て、差押の執行を行う。公法上の原因によって発生した債権であっても、ひとたび争いになれば、判決を得るまでに1年程度の期間を要することもある。

松浦市では、次のものが非強制徴収公債権に該当する。

老人措置費負担金、身体障害者施設措置費負担金、知的障害者施設措置費負担金、ホームヘルプ利用者負担金、生活保護費返還金、児童扶養手当給付費返還金、ごみ処理手数料（廃棄物処理手数料）、行政財産使用料、公立幼稚園入園料・保育料など。

(3) 強制徴収公債権

強制徴収公債権は、公法上の原因（法令または法令に基づく行政処分により発生）に基づいて発生し、地方税法第2条によって賦課徴収する第4条又は第5条に規定する債権及

び地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権（公債権）として強制徴収できる債権のことである。

例えば、松浦市では次のものを強制徴収公債権として扱っている。

地方税、林業費分担金、農林災害復旧事業分担金、港湾占用料、土地改良事業賦課金、下水道使用料、漁港施設使用料、下水道受益者負担金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、流水占用料、海岸占用料、土地区画整理事業清算金、障害者自立支援給付金不当利得徴収金、自然環境保全事業負担金、養育医療負担金、保育所保育料、保育所延長保育事業負担金、児童扶養手当給付費返還金（不正利得）、違法駐車に係る負担金など。

二 熊本県の取り組み－高校奨学金の回収

熊本県は、政府の行政改革による高校奨学金の地方移管によって、奨学金受給者数が増えるなか、積極的に強制執行を行い、滞納を減らしている。

1. 増え続ける高校奨学金滞納額

熊本県では、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸付（熊本県育英資金）を行っている。育英資金には、大学、短期大学の学生を対象とした「大学貸与」と、高等学校、専修学校、高等専門学校 of 生徒を対象とした「修学貸与」の 2 種類が存在する。

熊本県の高校奨学金の滞納が増えたのは、政府が行っていた高校奨学金事業が、平成 17 年度以降入学者分から都道府県に移管されたことに由来する。

移管により熊本県の奨学生は、400 人から 1,500 人へ拡大し、返納金滞納額も増加した。

2. 「支払催促」に着手

熊本県は、平成 22 年度から回収に力を入れることとし、平成 22 年 4 月に、税務課から教育庁修学支援係に主幹（担当係長）を着任させていた。

平成 22 年当時の教育庁では、訪問催告に頼りきった回収で、奨学生への接触率が低く、文書催告も電話催告もあまり行っていなかった。そこでまず、職員 1 人に付き電話 1 台を設置し、昼夜の電話催告と文書催告（一斉催告）を行うこととした。

また、同年 7 月からは、支払督促を開始した。支払督促とは、内容証明郵便などで支払に応じてもらえない場合に、相手方の住所地の簡易裁判所に申立てを行えば、裁判所から督促状を送付してもらえる制度で、応じない場合には差押などの強制執行が可能になる制度である。

奨学金回収には自力執行権がないため、裁判所とすべての事務のやり取りをしなくてはならない。書類は、各裁判所や書記官によって若干異なるため、相手に合わせて適宜、変えていく必要がある。熊本県では、簡易裁判所に書類を発送して、修正と差し替えを繰り返して、事務手続きを進めていった。

裁判所から支払督促が届くことで、債務者や保証人の対応が変わってきた。8月頃から、支払督促に対する異議が債務者から出てくるようになり、各簡易裁判所から役所へ呼出状が届き始めた。督促異議が出てきたら、訴訟に移行する。

9月から口頭弁論への出廷が開始された。支払督促は、相手方の居住地にある簡易裁判所に申し立てるため、北は北海道から南は鹿児島県まで、知事の指定代理人として職員5名は、連日のように全国33か所の簡易裁判所に出廷した。

平成23年3月からは、仮執行宣言付支払督促や強制執行予告書を無視した事案から強制執行を開始した。給与・預金の差押を毎月10件程度実施するほか、自動車の競売も行った。

3.わずかな経費で未収金回収

平成22年度中に241人分の支払督促を各地の簡易裁判所に申し立て、督促を受けた66人が2713万円を完納した。また、平成23年度は、88件の支払督促申立に対して36件が完納している。

費用対効果に着目すると、平成22年度は完納額2713万円に対して、かかった費用は222万円、平成23年度は完納額1698万円に対して、かかった費用49万円である。これらかかった費用は、元金とともに相手方に請求できるため、費用分も回収して、費用対効果の面からも成果が出ている。

平成22年度から滞納者数が一気に減少し、平成22年度にピークだった未収金額は、平成23年度から減少傾向となった。

三 北海道赤平市の取り組み－住宅使用料の回収

赤平市では、住宅使用料の回収過程において、さまざまなパターンを試した結果、「併合請求」という、市にとって効率的な方法を見つけ出した。

1.さまざまな方法を実施

赤平市は旧産炭地にあって、全世帯の3分の1が公的住宅に入居しており、近隣市町村に比べても民間の賃貸住宅は極めて少ない状況にある。公営住宅は福祉政策であるため、明渡訴訟で勝訴し、強制退去をさせることが目的ではない。生存権を勘案しつつ、速やかに回収し、回収できれば、そのまま住み続けられるように措置するのが望ましい姿である。

平成19年4月、建設課住宅係長に税務課経験者が着任した。係長は、税務課時代に培ったノウハウをいかすべく、異動してすぐに全件一斉催告を行った。

催告に反応があった滞納者に対しては、誓約書を提出してもらい、滞納の背景を的確に把握した上で回収プランを立てていった。多重債務に対しては、同時救済を進めながら、最大12回の分割を認めるなど、滞納者の状況を勘案しつつ、甘すぎない姿勢で対応した。一方、催告に無反応だった者、誓約しても履行しない者については、順次、法的措置を行うこととした。

私債権の法的措置には、「訴えの提起」「少額訴訟」「支払督促」がある。初めての法的措

置は、「訴えの提起」にあたる建物明渡請求だった。建物明渡請求は、口頭弁論を経て判決を取得しても、その後、滞納者の自主退去がなければ、執行裁判所に強制執行を依頼することとなり、40～50万円の執行官予納金を納めなければならない。判決文に記載のない執行費用は、別途、執行費用額の確定処分申立てを書記官に行うことになるが、この費用についても争いの対象となる。このため、建物明渡請求に始まる請求行為は、2つの債務名義を得ることになり、非効率となることが多いことが判明した。

こうして、実践を重ねるうちに、「支払督促」が債権回収に最も適した方法であることに辿り着いた。また、制度上ペーパーレスで手続きできることなどもわかった。

2.法的措置令

ここでは具体的事例として、支払督促、少額訴訟、即決和解のケースを紹介する。

(1) 支払督促

滞納者は愛知県豊田市に出稼ぎに出ていた派遣労働者で、市営住宅を放置していた。このような場合は、出稼ぎ先の豊田簡易裁判所に申し立てなければならない。赤平市は支払督促を申し立てたが、2週間後に督促異議の申立てがあり、口頭弁論の運びとなった。

市では旅費の確保していなかったため、第1回口頭弁論は原告被告ともに欠席し、訴訟費用予算10万円を旅費に変更し、第2回口頭弁論に臨んだ。被告は欠席だったが、債務名義を取得し、3年後に回収した。

(2) 少額訴訟

滞納者は30代半ばの夫婦と子ども4人の6人家族の生活保護受給世帯だった。

住民からの通報により、自動車所有が発覚し、生活保護受給がストップし、市営住宅を退去した。住宅扶助にて賃料は委任払いであったため、滞納はなかったが、退去後の室内を確認したところ、室内に破損箇所が多数みられたため、支払督促による修繕費請求を求めることとした。

しかし、書記官から修繕費は入居者と大家の負担割合でトラブルが生じやすいとのアドバイスを受け、少額訴訟に切り替えた。口頭弁論では、相手方が出頭せず、少額訴訟の判決により債務名義を取得した。

(3) 即決和解

赤平市がすでに債務名義を取得していたが、滞納者である世帯主が死亡したため、法定相続人（子ども2人）と連帯保証人に対して、訴えの提起前の和解を求めたものである。

赤平市は、世帯主の賃料滞納に対して支払督促を行ったが、督促異議が出されて、口頭弁論を行い、債務名義を取得した。ところが、世帯主が死亡したため、法定相続人に対して、承継執行手続きを準備しようとしていたところに、同居していた子から市営住宅入居承継の申し出があった。子どもの生活状況を勘案すると、このまま市営住宅に入居し続けるのがよいと判断したが、滞納があると承継できないため、赤平市と法定相続人は、滞納

を整理しながら、入居承継ができる道を探すこととした。

そこで、承継執行を止め、即決和解の申立てに変更することとした。その内容は、法定相続人2人と連帯保証人の合計3人で、2年間にわたって、24回の分割払いで滞納分を支払っていくというものである。3回まで遅延を認めているが、それを超えた場合は14.6%の延滞利息がつき、強制退去させられても文句はいえないという条件とした。

現在は、支払いが開始し、今のところ、延滞なく順調に支払われており、法定相続人も市営住宅に住み続けることができている。

3.併合請求へ

市はこれまで124件の法的措置を行ってきた。最も多いのが「支払督促」の116件で、次いで「訴えの提起」が5件、「少額訴訟」が1件、「民事調停」が2件である。

さまざまな事例に向き合い、どれが最も効率的かを意識し、赤平市に合った回収方法を探していった結果、支払督促の併合請求（水道料金や医療費も併せて請求する）を行うようになった。これまで行った支払督促の併合請求は35件である。この併合請求は組織化しなくとも連携できるという新たな形であり、その規模の自治体でも、すぐに実現可能な手法である。

四 長崎県松浦市の取り組み－給食費の回収

松浦市では、税務課が事務局を務める未収金回収機構（前収納対策室）を設置し、私債権の強制執行をした上で、地方税の滞納分を交付要求するという新たな組み合わせを実行している。

1.オール松浦で情報共有

未収金回収機構は、任意組織の形で各課を支援し、各課が滞納整理を行ったのち、一部移管された未収金について法的措置をとっている。未収金回収機構の設置によって、オール松浦として情報共有することができるようになり、複数債権の滞納の把握や公平な充当も可能となった。

2.税務課と協働体制を築く

ここでは、給食費に関する事例を2件紹介する。収納対策室が設置されたことで、税務課との協働体制が構築され、私債権で差押を行って税務課が交付要求を行う回収手法も生まれた。

(1) 給食費と地方税の滞納

夫婦と子ども3人の世帯で、8年間の3人分の給食費41万円を滞納するほか、地方税の滞納が200万円あった。

最終通告書に対しても反応がなかったため、学校給食費の支払督促を簡易裁判所へ申し

立てた。それでも反応がなかったため、仮執行宣言付支払督促を申し立てたが、異議申立てがなかったため、債務名義を取得し、債権差押命令を申し立て、給与を差し押さえた。このときに、地方税も債権差押命令申立事件に対し交付要求を実施した。

ちなみに、税金の滞納の場合、給与差押には禁止額があるため、対象者の給与では差し押えても取立可能額はなかった。しかし、債権差押命令による場合は給与額から税金と社会保険料を除いた4分の1は差押が可能である。取立金は民事執行法により供託がされ、後日、地方税から優先して配当が行われる。

(2) 元夫婦それぞれに支払催促

保護者（元夫婦）と子ども3人の世帯で、同じく8年分の給食費475,000円を滞納していた。元夫婦それぞれに学校給食費の支払を求め、簡易裁判所へ支払督促を申し立てた。

これに対して、元妻は異議を申し立て、訴訟となり和解、和解調書を作成した。元夫は、異議申立てをせず、松浦市は仮執行宣言付支払督促を申し立てたため、債務名義が確定し、執行裁判所に債権差押命令申立を行い給与の差押が執行された。元妻からの納付と、元夫に対する取り立てを同時並行したことにより滞納の早期解消を図ることができた。

3.回収が新たな歳入に

松浦市は滞納者に、法定費用も含んだ回収経費を元本とともに、請求するので、回収経費と支出経費の差額が雑収入として、松浦市の歳入となる。このように費用対効果に関する姿勢もしっかりとしていることに加えて、「松浦市私法的収入金の督促手数料及び遅延損害金に関する条例」を策定し、平成24年10月より施行している。延滞金と遅延損害金を徴収することで、新たな滞納の抑止につながると考えている。

全庁的な債権管理の徹底と滞納整理の強化により、保育料や介護保険料、住宅使用料なども縮減されていった。

五 私債権回収にあたってのポイント

これまで熊本県、赤平市、松浦市の事例を概観してきた。ここでは、これから私債権回収に取り組む自治体職員に対して、私債権回収をどのように実行したらいいかについて検討する。

1.私債権ルールを覚えること

自治体職員は、地方自治法や地方税法などに比べて、民法や民事訴訟法にふれる機会が少ないため、もともと民事訴訟法を十分に理解していないという背景がある。また、私債権は、地方税の滞納処分と比べると、圧倒的に調査範囲が限られるため、情報が不足しがちである。

さらに、地方税は納期限後20日以内に督促状を出すように規定されているが、私債権の場合、強制執行への移行期間は、地方自治法などに明確な規定がないことも、強制執行が

遅れがちになる理由である。

このように、私債権とは公債権と取り扱いが異なる。私債権は契約に基づく債権であり、裁判所に訴える手続きが必要となるため、ルールを把握する必要がある。しかし、随所にローカルルールが存在するため、その都度、対応し、ノウハウを蓄積していかななくてはならない。

書類の書き方は、裁判所の書記官ごとに異なることがあるので、訂正を多く求められても、その都度対応するしかない。支払督促を例にとると、通常、用意する書類は、①支払督促申立書、②当事者目録（債務者の数に1を加えた通数）、③請求の趣旨及び請求の原因（債務者の数に1を加えた通数）、④法人の場合は、法人登記簿謄本である。債務者が1名の場合は、費用として、郵便切手を1,130円（1,050円+80円（発布通知代）に50円ハガキ（送達結果通知用））を同封する。債務者が1名増えるごとに1,050円増えることとなる。

債務名義（仮執行宣言付支払督促、判決、和解調書又は和解に代わる決定調書（懈怠条項の成就したもの））は取得に時間がかかるため、いざ差押をしようとしても、その間に財産が消失し、差押が不能になったケースもある。

私債権を徴収するプロセスは図2のとおりである。これは、松浦市の資料を例にしているが、私債権の発生から回収まで法的根拠をふまえて詳細に作られているので、参考になるだろう。

2. どの手段を選択したらよいか

表1は、法的措置を選択する場合の目安となるように、法的措置の特徴と違いをまとめたものである。さまざまなマニュアル本が出版されているが、債権の種類や納税者の事情により、いくつものパターンができる私債権回収だからこそ、私債権回収に携わってまだ間もない自治体職員は、どのような法的措置をとったらよいか迷うこともあるだろう。そのときのために表1のような各法的措置の違いをまとめたものを用意し、選択しやすいようにしておくこと、過剰なストレスから解放されるだろう。

3. 専決処分について

専決処分が可能かどうかで、目的や手段の選び方、プロセスなどに違いが出てくる。

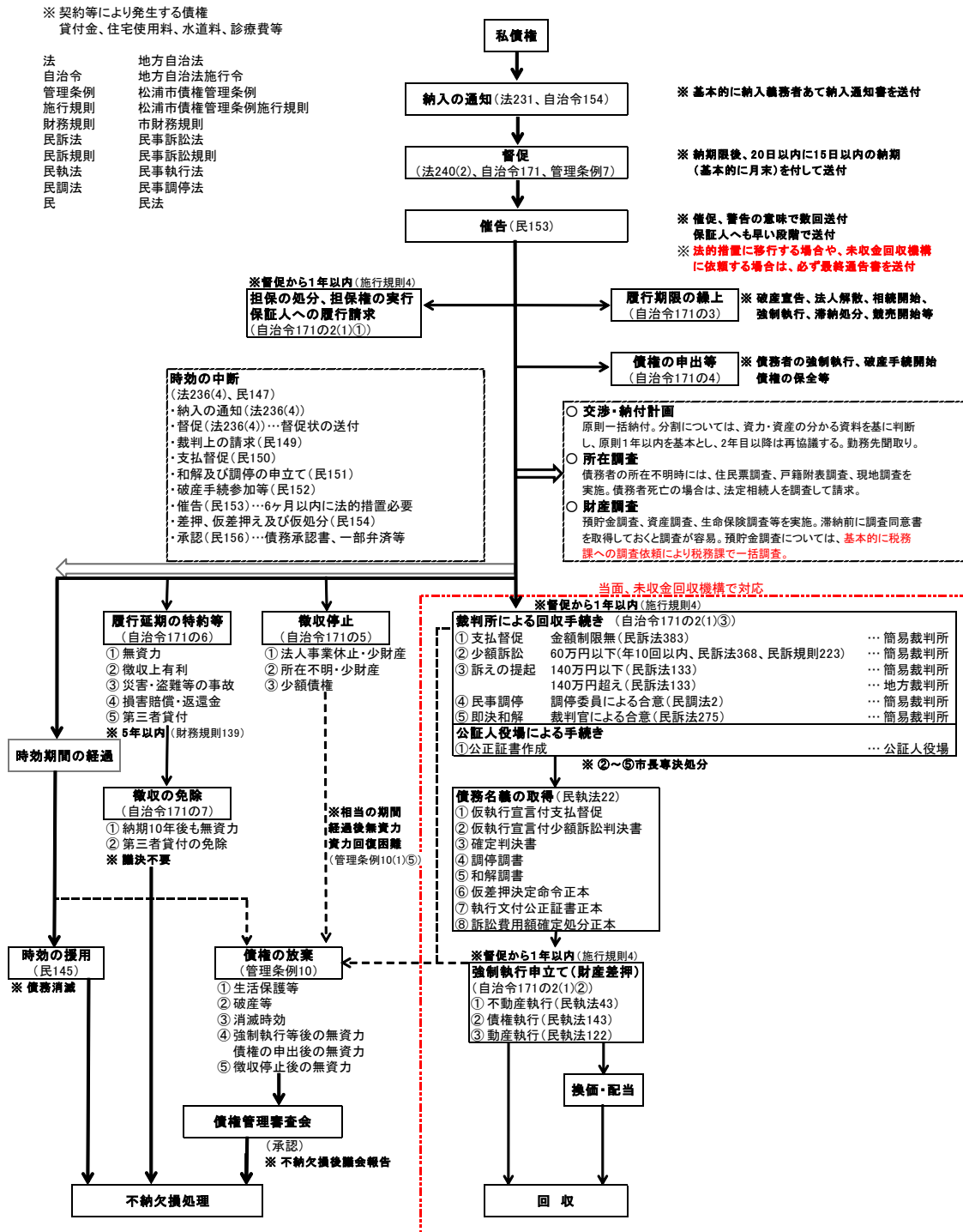
訴えの提起や少額訴訟などを行う場合には、地方自治法第96条1項12号の規定により、地方自治法第180条1項の規定に基づく専決を受けている場合を除いて、議会の議決を得なければならない。

熊本県の高校奨学金は専決処分ができないため、通常はその都度、議会の議決を得ることになるが、地方自治法第179条の解釈により、事後に承認・報告を行っている。一方、赤平市と松浦市は専決処分が可能なので、報告のみでよい。

赤平市は昭和63年を最後に改訂していないが、住宅家賃に関するものと30万円未満の和解に関するものを設定しており、現在はその範囲内で十分に機能している。松浦市は、平成21年の改訂の際に、「市が所有する土地、建物等の財産及びその従属物の賃貸又は明渡しに起因する訴えの提起、和解及び調停に関すること」に「市の金銭債権に係る訴えの

提起、和解及び調停に関すること」を付け加えたことで、ほぼすべての私債権がカバーされている。熊本県の場合は、昭和26年に作られたもので、県営住宅及び県営改良住宅に係る家賃等及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停のみの規定で、高校奨学金は該当しないため、事後の承認・報告が必要になっている。

図2 私債権回収のフロー図



出所：松浦市資料。

表1 法的措置の違いと特徴

	支払督促	訴えの提起	少額訴訟	即決和解(起訴前の和解)	民事調停
簡便性・効率性	◎	×	◎(書面は訴状と一緒に)	×(合意が必要)	×(合意が必要)
目的	金銭の支払の給付請求に限られる	確定判決を得て決着する	金銭の支払の給付請求に限られる	金銭の支払請求および土地建物の明渡請求	一定の合意を得ることによって解決する
債務名義	得られる	得られる(勝訴の場合)	得られる	得られる(和解調書)	得られる(調停調書)
請求金額制限	無し	無し	60万以下	無し	無し
場所	債務者の住所地等の簡易裁判所に限られる(遠隔地だと交通費が発生)	地方裁判所(140万円超) 簡易裁判所(140万円以下)	簡易裁判所	簡易裁判所	簡易裁判所
判断機関	裁判所書記官	裁判官	裁判官	裁判官	裁判官・調停委員
当事者の呼称	債権者・債務者	原告・被告	原告・被告	申立人・相手方	申立人・相手方
出頭の必要性	無し(書類審査のみ)	有り	有り(原則1回)	有り(非公開審理)	有り(非公開審理)
公示送達	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない
議会の議決	不要(異議が出ると必要)	必要	必要	必要	必要
コスト	安い(通常の半額)	高い	高い	手数料一律2,000円	訴えの提起より少額
時間	短い	長い	短い	短い	訴えの提起より短い
その他	既判力がないため財産開示請求できない	費用や時間がかかる	利用限度年間10回(簡易裁判所ごと)	十分な話し合いにより和解案作成	時効は一律10年

出所：赤平市協力のもと筆者作成。

4. 単独回収と併合請求どちらがいいか

単独回収は、相手方・当事者（債務者、被告）の組み立てに迷いを生じることはない。連帯保証人や日常家事債務（夫婦の費用分担）の定義を活用し、複数当事者とすることが可能である。その場合、督促状を送付するタイミングも遅延損害金の率も選択機会がある。

一方、併合請求は、複数債権にまたがる相手方・当事者を設定するため、該当者が限られる。督促状の送付も複数債権をまとめて送付していないことから遅延損害発生起算日が異なり遅延損害金の率も統一しにくい。併合する利点は、一度に複数債権の回収が果されることである。しかし、その場合、配当の優先順位や、企業会計における債権もまとめて回収する場合は、会計処理は事前に決めておく必要がある。さらに、併合請求の成功には、名寄せができるかどうかが決め手になる。

5. 業務の進め方

業務を進めるにあたっての重要なポイントは、スピード感とコスト感覚である。

これまでも述べてきたが、私債権回収の前提条件として、法廷で争いが起きることを想定し、債権債務の関係に法的不備がないか点検する必要がある。たとえば、時効がきている債権であっても、時効の援用がない限りは、債権は消滅しないので、支払督促をすることは可能であるが、債務者（法定代理人弁護士等を含む）からの異議申立てによる時効の援用があれば、その場で債権が消滅することもある。その場合は、これまでの作業が無駄になるので、とにかく時効にならないよう、早期対応が肝心である。

職員のモチベーションアップにも、スピード感は重要である。たとえば、熊本県教育庁には臨時職員が多く、1年で交代になってしまうため、臨時職員の達成感を得るためにスピード感が必要だった。そのため、すばやく対応させて実績をつくる方法をとった。

支払督促を行う際に、全国の事例を調べたうえで、基準を決めて、算定し、課内を回議するプロセスを経ていると、すぐに半年が経ってしまう。しかし、伺いを書いて、すぐに作業を開始すれば、1週間ですむ。大量の債権回収ができ、さらに職員のやる気が出れば一石二鳥である。

コスト感覚は最も重要である。自治体債権は地域住民から信託されたものであるから、少ない費用で多額の回収ができるのが最も効率的といえる。常に、費用をかけずに確実に回収できる方法を模索すべきである。

六 今後の課題

これまでみてきたように、私債権回収の分野は、まだ発展途上である。これからは国と自治体を中心になって、この分野を完成させる必要がある。そのためには、いくつか課題がある。自治体職員の意識を変えることなどの身近な課題については、ここでは捨象し、根本的な課題を述べる。

1. 日本全体の私債権回収の実態がつかめないで、統計をつくること

今回の執筆にあたり、省庁に全国の未収金状況を把握しているかどうかの調査を行ったが、把握できていない債権がたくさんあることが分かった。未収金は自治体の歳入になるべきものであり、各自治体の集合は日本全体を示すものである。ある省庁からは、自治体によって事情が異なるので、統計は作れないと言われた。しかし、把握は、比較をすることが目的ではなく、実態をとらえるところが目的なのである。日本の財政をみる際には、回収できていないのも含めて把握しないと、これから先の国家運営の戦略も練ることができない。

2. 自治体の役割と原資（税金）を考慮して、いったん公債権に統一すること

自治体の大きな役割に住民のセーフティネットになることが挙げられる。民間市場は競争が前提にあり、弱者はそこから退出しなければならないことがあるが、そういった場合の救済にあたるのが自治体だと考えると、公営住宅と高校奨学金には一定の役割がある。住宅使用料は契約に基づいて発生するが、民間の賃貸住宅と違って税金や地方債で建てられている。高校奨学金も銀行の教育ローンとは異なり税金が原資である。契約という観点からみれば私債権だが、税金が投入されているため、公権力をもって徴収されるべきではないか。

また、債権の解釈が確立されておらず、徴収の際に迷いが生じるという現状がある。住宅使用料は、私債権なのか非強制徴収公債権なのかという議論がある。昭和59年の最高裁判決で「基本的には、私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく」となっているため、私債権と解釈する自治体がある。一方、どこの自治体にもある『地方財務実務提要』には非強制徴収公債権と書かれており、こちらを選択する自治体もある。

このように、債権によって解釈が分かれるような複雑な債権体系では自治体職員も迷う

のではないか。

そこで、自治体の債権すべてを、いったん強制徴収公債権にしてはどうか。統一すれば、徴収プロセスも一本化され、公債力によって調査権限も拡大し、徴収しやすくなる。そういった状況になれば、徴収しにくいという言い訳はできなくなり、職員にとって逃げ道はなくなるが、現在のような悩みはなくなる。債権が一本化すれば把握しやすくなり、透明性が高まり、住民に対する説明責任も果たしやすくなるだろう。

そして、その間に、債権の原資は税金であるということや、自治体の役割や目的を勘案しながら、債権のあり方（強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権の分類）を再整理することを提案する。

3.費用対効果の大きな手段の確立

遠隔地への申立ては、旅費がかかり、旅費をかけても回収できない場合もでてくる。それを回避する策として、今後発展しそうなのが、電話会議システムである。遠隔地を裁判籍とする口頭弁論は、財政難を理由とし、上申書、準備書面、和解条項案の3種類の書類を用意し、電話会議システムによる口頭弁論とするのがよい。1回目は受けてくれないが、2回目で、かつ相手がくれば実現可能である。もしくは、民事訴訟法と地方自治法の組み合わせから、本人訴訟を展開する地方自治体に代理出頭を依頼するのもよい。

おわりに

私債権回収の分野は、まだ発展途上である。自治体のなかには滞納が発生しても督促すらしておらずに放置しているところもある。しかし、放置しては何も始まらない。見ないふりをしていても、その滞納はその自治体の住民から預かって運営している財産であり、回収しなければならないものである。国富を増やすには経済成長はもちろん重要だが、着手していない未収金を回収し、それに付随した延滞金や遅延損害金もきちんと請求することも重要である。その回収額で、新たな地域サービスを行うことができれば、その自治体に対して、ひいては日本に対して貢献したことになる。

債権の種類や納税者の事情により、いくつものパターンができあがる私債権回収だからこそ、特に、私債権回収に携わって、まだ間もない自治体職員は、どのような法的措置をとったらよいのか迷うこともあるだろう。しかし、私債権回収は書類の書き方からして統一されていないのだから、とにかく、実践あるのみである。失敗を恐れずに、蓄積していけば、それが各自治体の資産になる。

参考文献

東京市町村自治調査会（2010）『自治体の債権管理に関する調査研究報告書』